三重県立四日市西高等学校 生徒心得

私たちの社会で最も大切なことは、お互いに人としての存在を尊重することです。そのためには、個人の身勝手な判断による行動を慎むことが必要となります。つまり、私たちが楽しく充実した高校生活を送るためには、各々が自分の責任を自覚し、思いやりを持った良識のある行動をとらなければなりません。また、このことは一人一人の人格を向上させ、ひいては社会の向上につながることにもなります。以下の心得はそのためにどのような行動を心がければよいかを具体的に示したものです。なお、記載されていない事柄についてはその都度検討し、改訂します。

◆欠席・遅刻・早退・外出の手続

学校生活の基本は、規則正しい、リズムのある生活をあくまでも守ることが第一である。

- 1. 欠席・・・無断欠席は厳禁、欠席する場合は事前に担任に連絡するか、原則、当日朝8時までに「すぐーる」で連絡をする。
- 2. 遅刻・・・無断遅刻は厳禁、遅刻する場合は事前に担任に連絡するか、原則、当日朝 8 時までに「すぐーる」で連絡をする。登校後直ちに生徒指導部で手続をし、 授業を受ける。
- 3. 早退・・・担任に申し出、許可を受け、生徒指導部で手続をする。(病気の場合は、保 健室で病状を説明し、指示を受ける)。帰宅後直ちに学校に電話連絡をする。
- 4. 外出・・・登校後に事情があり、外出する場合は、担任に申し出、生徒指導部の許可を 受ける

※手続については、原則として生徒手帳を利用する。

◆警報発表時における登下校ならびに授業実施について

- 1. 始業時前(登校時)に暴風警報が発表されている場合は、登校しなくてよい。 (注)午前7時前に解除された場合は、平常通り授業を実施する。
- 2. 暴風警報が解除された場合は直ちに登校すること。ただし、午前 11 時を過ぎてから解除された場合は、その日の授業は行わないので登校しなくてよい。
 - (注)午前7時から午前11時までに解除された場合は、解除された時間の2時間後を めどに授業を実施する。
- 3. 暴風警報が解除された場合でも、道路・橋梁の決壊、浸水等により登校に危険がある場合や、交通機関のまひ等で登校が困難な場合は、登校しなくてよい。
- 4. 以下の特別警報が発表されている場合も、前記1~3のとおり対応すること。 大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報
- 5. 登校途中において暴風警報等が発表された場合は、安全の確認をはかり直ちに帰宅する。
- 6. 在校時に暴風警報等が発表された場合は状況に応じて指示するので、これに従う。

◆地震防災等に対する心得について

- ◎授業中・休憩時間・校外学習中など指導する教員が駆けつけられるときは、その指導教員 に従い、勝手な行動を謹む。
- (1) 災害発生時に生徒のとる行動について
- ① 授業中:自習時間などは自分で安全確保しつつ、来た教員の指導に従う。
- ②休憩時間:担任が来るまでその場で安全確保し、その後来た教員の指導に従う。
- ③登下校:自分の安全を確保し、その後早急に家庭や学校と連絡を取り、安否を知らせる。
- ④校外学習中(部活動):引率教員(顧問)の指導に従う。
- ⑤休業日:自分の安全を確保し、その後早急に家庭や学校と連絡を取り合う。
- ◎指導する教員がいるときは、勝手な行動を取らない。勝手に集団を離れない。

(2) 南海トラフ地震に関連する情報の対応について

発表情報	時間帯	学校の対応	生徒の行動
南海トラフ地震に	終業 始 業 前 ・	情報の収集・授業継続 情報の収集	平常時と同様
地震が発生した場合	始業~ 終業	授業打ち切り・	避難訓練の要領でグラウンドに避難した後、 帰宅可能であれば、安全に注意して帰宅する。 帰宅不可能な場合は、学校に避難する。
	始業前・終 業後 登下校時		自宅で待機し、各地域の自治体の指示にしたがって行動する。 帰宅可能であれば、速やかに自宅に引き返す。 そうでない場合は、通学路の途中の避難所へ
			行くか本校が近い場合は本校に避難する。

(3) 安否の連絡方法について

通常電話や携帯電話の回線が制限されるので下記を利用する。

- ①災害伝言ダイヤルでの連絡 録音: 171(1)(自宅番号) 再生: 171(2)(自宅番号)
- ②メールの利用
- (4) 通学時及び在宅時等の注意について
 - ①休校時は、生徒は家族とともに行動する。
 - ②市町村の広報・消防団・警察官等の指示に従って行動する。

◆忌引規定

父母乂は近親者の喪に服す時は、次の規定によって忌引きすることができるので手続きを する。

- 1. 父母(父母に準ずる保護者) 7日
- 2. 祖父母・兄弟・姉妹 3日
- 3. 三親等までの親族 1日
- 4. 1. 及び2. の法要参会
- 5. 遠隔地における葬儀法要の場合は、往復に要する日数を加算する。

◆出席停止

感染症にかかる、またその疑いやおそれがある場合、出席を停止させることがある。

◆通学について

交通事故を防ぐために、私たちは、交通法規を守り、交通マナーの向上に努力しなければならない。また、登下校時には高校生として、品位ある通学を心がける。

- 1. 自転車通学・・・自転車通学者は特に安全運転を心がけ、交通法規を守る。万一、事故発生の場合は、保護者か学校へ連絡し、事故後、出校したら生徒指導部へ報告する。
- (1) 自転車通学希望者は、自転車通学登録カードを生徒指導部へ提出し、点検後、許可証 を自転車に貼る。
- (2) 学校では自転車置場に整然と置き、施錠する。
- (3) 自転車の安全点検を各自が行う。
- (4) 自転車の二人乗り・無灯火・傘さし運転・右側通行、その他交通法規に違反する運転 をしない。
- (5) スマートフォン、携帯電話等を使用しながらの運転をしない。
- 2. 電車・バスによる通学・・・車内・公共の場では、まわりの人に心配りし、節度ある行動をする。
- (1) 定期乗車券など有効期間を確認し、不正乗車にならないよう注意する。
- (2) 桜駅から学校までは、桜地区の協力により、通学路が指定されている。登下校時は必ず通学路を通る。
- 3. 特別な場合を除き自動車での送迎を禁止する。

◆服装・頭髪等の規定

- 1. 服装
- (1)本校指定の制服を着用する。
- (2)化粧・装身具などは禁止する。

2. 制服

【R5年度入学生】

- (1) 様式 A =本校指定のブレザー・スラックス・シャツ・ネクタイ・セーター・ カーディガンとする。
- (2) 様式 B =本校指定のジャケット ・スカート・スラックス・夏セーラー・リボン・ セーター・カーディガンとする。
- (3) 上記制服に手を加えたものおよび類似の服は禁止する。改造・変形した制服は学校預かりとし、規定の制服を購入しなければならない。
- (4) 本規定の詳細は次に定めるとおりである。

ア. 冬期服装

様式 A = 本校指定のブレザー・冬スラックス・長袖シャツとし、必ずネクタイを着用する。 様式 B = 本校指定のジャケット・冬スカート(チェック、無地どちらでも可)又は冬スラックスとし、必ずリポンを着用する。

イ.夏期服装

様式 A =本校指定の半袖オープンシャツ、夏スラックスとし、ネクタイは着用しない。

- 様式 B = 本校指定の夏セーラー (長袖、半袖どちらでも可)、夏スカート又は夏スラック スとし、指定リボンの着用は自由とする。
- ウ. 上記の服装に本校指定のセーター・カーディガンの組合せ着用も認める。長袖シャツ を着用する場合は、必ずネクタイを着用する。
- エ. 下記表各月の×印項目の着用は認めない。

ブレザーに半袖オープンシャツの組合せ着用は認めない。また、5月・6月・10月については、ブレザーに夏スラックス、ジャケットに夏スカート又は夏スラックスの組合せも認めない。

制服着用期間について (R5年度入学生まで)

種類	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
様式A	ブレザー				×	×	×			*	*	*	*
	冬スラックス				×	×	×						
	夏スラックス	×							×	×	×	×	×
	セーター・カーディガン												
様式B	ジャケット				×	×	×			*	*	*	*
	冬スカート				×	×	×						
	夏スカート	×							×	×	×	×	×
	冬スラックス				×	×	×						
	夏スラックス	×							×	×	×	×	×
	セーター・カーディガン												

【R6 年度以降の入学生】

- (1)本校指定のブレザー・ニットシャツ・スラックス・スカート・シャツ・ネクタイ・ リボン・セーター・カーディガンとする。
- (2)上記制服に手を加えたものおよび類似の服は禁止する。改造・変形した制服は学校預かりとし、規定の制服を購入しなければならない。
- (4)本規定の詳細は次に定めるとおりである。

ア. 冬期服装

本校指定のブレザー・長袖ニットシャツ・冬スラックス・冬スカートとし、必ずネクタイ・リボンを着用すること。

イ. 夏期服装

本校指定の半袖ニットシャツ、夏スラックス・夏スカートとし、ネクタイ、リボンの着用は自由とする。但し、ネクタイ・リボンを着用する場合には、カッターシャツの裾を入れること。

- ウ. 上記の服装に本校指定のセーター・カーディガンの組合せ着用も認める。その際は、ニットシャツの半袖・長袖を問わず必ずネクタイ・リボンを着用し裾を入れること。
- エ. 長袖ニットシャツを着用する場合は、必ずネクタイ・リボンを着用し裾を入れること。
- オ. 下記表各月の×印項目の着用は認めない。5月・6月・10月については、ブレザーに 夏スラックス、夏スカートの組合せは認めない。

制服着用期間について (令和6年度入学生より)

種類 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ブレザー				×	×	×			*	*	*	*
冬スラックス				×	×	×						
夏スラックス	×							×	×	×	×	×
冬スカート				×	×	×						
夏スカート	×							×	×	×	×	×
セーター・カーディガン												

3. 冬期制服の着用※

入学式および12月I日から卒業式までの期間、冬期制服を着用する。

4. 頭髮

自然で清潔を心がける。パーマ・こて・ドライヤー等で不必要な技巧を加えたり、染色・脱色・付け毛等不自然な髪・髪型は禁止する。

5. 防寒着

登下校時に限り、防寒着の着用を認める。防寒着の下には必ず指定の冬期制服を着用する。教室及び職員室内での防寒具着用は原則禁止とする。防寒着は華美ではない、コートまたはウインドプレーカーとする。

6. ソックス

白・黒・紺・灰色とし華美なものは避ける。ルーズソックス・レッグウォーマーは禁止 する。ストッキング・タイツの色は、黒・紺・ページュとし華美なものは避ける。 また、ベージュを着用する時は、ソックスを着用する。

7. 靴

運動靴・スニーカーは、華美でないものとする。革靴は、黒色か茶色とする。プーツ・ サンダル・ハイヒール・下駄等は禁止する。

8. 上履

本校指定のものを使用する。

9. カバン

大きめのしっかりとふたのできるカバンを使用する。リュックを使用してもよい。 ※なお、服装等について不明の場合は生徒指導部に相談する。

◆休暇中の諸注意

- 1. 休暇中の登校(学習・部活動を含む) 夏季休業などの休暇中や日・祝日に学習・部活動 などで登校する場合は、学校職員の指導に従う。
- 2. 旅行や外出

旅行や外出をするときは、事前に安全面等保護者と十分話し合い、保護者の許可のない 外泊や旅行等は行わない。

◆アルバイトについて

- 1. 各学期中・・・アルバイトは原則禁止とする。ただし、特別な理由がある場合は 保護者の同意を得て申請し、校長の了承を得る。アルバイトは土日祝 日のみとする。
- 2. 長期休業中・・・生徒指導部へ届出書を提出する。 ただし、1・2ともに以下の条件を満たしていること。
- (1) 成績不振でないこと。
- (2) 健全かつ安全な職種であること。
- (3) 学習時間を確保し、学校生活を優先すること。

◆単車(原付)及び自動車(四輪)の免許取得について

- 1. 単車 (原付)・・・免許の取得及び運転を原則的に禁止する。但し通学が極めて困難である等、学校長が認めた場合に限り許可する。
- 2. 自動車(四輪)・・・学校の許可を受けずに免許を取得すること、及び、自動車学校に入 学することを禁止する。卒業するまでは免許取得することを原則と して禁止する。自動車学校への入学希望者は担任及び生徒指導部に 申し出て学校長の許可を受けなければならない。

学校を欠席して修了検定または卒業検定を受験する場合は、生徒指導部の許可を受ける(各 一日のみ許可)。

◆主な禁止事項

次の禁止事項は「生徒心得」として、既に述べたものを要約した事柄と、高校生として守ら ねばならない事柄です。違反があれば、指導を受けることになります。万一、違反をしたと きは、直ちに、担任へ自主申告してください。

- 1. 学業を怠け、無断で欠席・欠課すること。
- 2. 考査時に不正行為をすること。
- 3. 校内において、無断で火気を使用すること。
- 4. 公共物を破損すること。
- 5. 学校生活に不必要な物品や飲食品を校内へ持ち込むこと。
- 6. 生徒間で物品・チケット等を無届で配布したり、販売したりすること。
- 7. 制服を変形すること。
- 8. 染色・変形等、不自然に頭髪をい加工すること。

- 9. 電車・バス等に不正な方法で乗車すること。
- 10. 無届でアルバイトをすること。
- 11. 飲酒・喫煙すること。
- 12. いじめ・強要・暴力行為に及ぶこと。
- 13. 高校生として、不適当な場所(パチンコ店や未成年者人場禁止のところ)に立ち寄ること。
- 14. 自転車の二人乗り・傘さし運転・無灯火運転など交通法規に違反すること。
- 15. 無届で運転免許を取得すること。
- 16. 登下校時の自動車による送迎。
- 17. スマートフォン・携帯電話を本校の決まりやマナーに反して使用すること。
- 18. インターネットや SN S 等で他人を誹謗中傷する書き込みなどをすること。
- 19. 犯罪や違反行為にほう助・教唆・同席すること。
- 20. 薬物の購入・所持・使用すること。
- 21. 教職員等の正当な指示に従わないこと。

◆届出及び許可事項

下記の事項については、担任・生徒指導部・関係教諭に申し出る。

- 1. 許可事項
 - (1) 校内での火気使用
 - (2) 校内放送
 - (3)単車(原付)自動車(四輪)の免許取得
- 2. 届出事項
 - (1)欠席・遅刻・早退・外出
 - (2)公共物の破損
 - (3) HR・クラブ等の集会
 - (4)校内の掲示
 - (5)物品・チケット等の配布と販売
 - (6)紛失物・拾得物
 - (7)長期休業中のアルバイト
 - (8)合宿
 - (9)学割証の申請
 - (10) 自転車通学
 - (11)自動車による送迎
 - (12)交通事故(加害・被害)・その他の事故
 - (13) 強要・暴力行為の被害届
 - (14)休日の学校施設の使用
 - pp(15)異装